

## 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

### 運営規定

#### (事業の目的)

第1条 泉整形外科病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

#### (運営の方針)

#### 第2条

1. 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
2. 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
3. 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
4. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

#### (名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 医療法人泉整形外科病院病院 指定訪問リハビリテーション事業所
2. 所在地 宮城県仙台市泉区上谷刈字丸山 6-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 指定訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

医師 8名(常勤7名 非常勤1名)

理学療法士 3名(常勤1名、兼務2名)、

作業療法士 0名(常勤)

言語聴覚士 0名(常勤)

事務 1名(非常勤)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、振替休日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分より6時00分までに移動終了となる為そのサービス提供時間は、訪問リハビリテーションサービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする

営業時間以外の緊急連絡先は泉整形外科病院 022-373-7377

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーションの種類は次の通り。

介護予防リハビリテーション・指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 仙台市(泉区・青葉区)・富谷市

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(目安として)

・訪問リハビリテーション費

介護度により

319 円/回	1 割負担
637 円/回	2 割負担
955 円/回	3 割負担

・介護予防訪問リハビリテーション費

308 円/回	1 割負担
616 円/回	2 割負担
924 円/回	3 割負担

・訪問リハ計画未実施減算（事業所の医師がリハビリ計画の診療を行わなかった場合）

-52 円/回	1 割負担
-104 円/回	2 割負担
-155 円/回	3 割負担

・要支援の方の利用が1年以上経過し定期的なリハビリ会議や情報提出をしない場合

-31 円/回	1 割負担
-62 円/回	2 割負担
-93 円/回	3 割負担

・サービス提供体制強化加算Ⅰ（勤続年数7年以上のリハ職がいる場合）

7 円/回	1 割負担
13 円/回	2 割負担
19 円/回	3 割負担

・訪問リハマネジメント加算Ⅱ（リハ会議の開催や他職種への情報提供等を継続的に行った場合）

186 円/月	1 割負担
372 円/月	2 割負担
558 円/月	3 割負担

※医師が利用者又は家族に対しリハビリ計画の説明と同意を得た場合は、1割負担で279円、2割負担で558円、3割負担で837円の金額が加わります

・訪問リハマネジメント加算Ⅲ

(訪問リハマネジメント加算Ⅱの要件に加え、厚生省への定期的な情報提供を行っている場合)

220 円/月	1 割負担
440 円/月	2 割負担
660 円/月	3 割負担

※医師が利用者又は家族に対しリハビリ計画の説明と同意を得た場合は、1割負担で279円、2割負担で558円、3割負担で837円の金額が加わります

・短期集中リハビリテーション実施加算

(退院・退所・認定後1ヵ月以上3ヵ月以内に1週間に2回以上、1日20分以上実施した場合)

207円/日 1割負担

414円/日 2割負担

620円/日 3割負担

・退院時共同指導加算

(退院時に施設スタッフと情報を共有し在宅リハに必要な指導や計画書反映をした場合)

620円/回 1割負担

1240円/回 2割負担

1860円/回 3割負担

2. 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

実施範囲から片道 15km未満 100円

15km以上 200円

3. 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条

1. サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
2. 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
3. 事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
4. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
5. 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
6. 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行致します。

## 11 条 虐待防止のための措置に関する事項

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - ①虐待防止対策委員会の定期的な開催及びその結果について従業員に周知
  - ②虐待防止のための指針の整備
  - ③虐待防止のための定期的な研修の実施
  - ④前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は身体拘束等は廃止すべきという考えに基づき、従業者全員への周知徹底を行う。
- 3 事業所は居宅介護サービス計画に位置付けた事業所従業者または養護者による虐待、身体的拘束を受けたと思われる場合は、速やかに、これを市町村または地域包括支援センター等に通報するものとする。
- 4 事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取り組みを行うものとする
  - ① 利用者に対する認知症ケアの方法等について、介護者に情報提供し、共に実践する。
  - ② 利用者の現在の生活やこれまでの生について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行う。
  - ③ 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。
  - ④ 定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する

## 12 条 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 13 条 ハラスメントに関する事項

事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条

1. 従業員の質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
  
  - (2) 継続研修 諸制度改定時や業務上必要な事例が生じた場合に随時
2. 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、泉整形外科病院が定めるものとする。

附則

この規定は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 12 月 9 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。